

(趣旨)

第1条 この要綱は町の環境美化、分別収集及びごみ処理の効率化に資するため、ゴミ収集庫の施設整備を行う各集落区長（以下「事業主体者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年3月30日規則第4号）に規定するもののほか、本要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ収集庫 家庭ごみの定期収集日に排出されるごみを一時的に集積するため、一定の地域を単位として設けられている施設で、既設の耐雪鉄骨円形型、耐雪木造型のことをいう。
- (2) 更新 事業主体者が施設の適切な維持管理のため本要綱の補助金で既存の施設を修繕してもなお老朽化により新たに再建することをいう。並びに既存の施設を移設することを含む。
- (3) 修繕 更新、新設以外の場合であって、老朽化、破損等により事業主体者が施設の適切な維持管理のため修繕することをいう。
- (4) 新設 新たに設置することをいうが、各集落の設置数は現状とし統廃合により新たに設置するなど特別な場合を指す。

(補助対象)

第3条 補助金対象となるごみ収集庫の整備は、ごみ収集庫が事業主体者と町の合意により設定されたもので、事業主体者が主体的に前条各号に定める整備を行うものであり、かつ次の各号に該当するものとする。

- (1) ごみ収集庫の適正な設置を促進する他、ごみ収集作業の効率化に資するものであること。
- (2) 整備されるごみ収集庫は、町で指定する既設の規格、形式のものであること。
- (3) 前号のごみ収集庫の設置にあたり、事業主体者は、あらかじめ敷地を確保し基礎工事を整備したうえで、ごみ収集庫を設置すること。
- (4) 整備されるごみ収集庫は、只見町生活環境保全及び公衆衛生等業務委託契約により各集落の責任のもと適正に維持管理される施設であること。

2 前項の規定にかかわらず、既に本要綱により補助金の交付を受けて整備されたごみ収集庫については、その交付の日から5年に満たない期間は、補助金対象としない。（その後の状況変化により修繕を要すると判断されるものを除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、更新、新設に要するごみ収集庫本体及び設置費用の全額とし、事業主体者が町内複数業者の見積りを徴した最低価格とする。(用地に係わる一切の費用及び設置のための基礎工事費用を除く。)

2 ごみ収集庫の修繕に係る補助金の額は、次の各号のとおりとし、事業主体者が町内複数業者の見積りを徴した最低価格とする。

(1) 耐雪鉄骨円形型の修繕に要する費用が1箇所当たり 30 万円以下の場合にあつては当該費用の全額とし、30 万円を超える場合は 30 万円を限度とする。

(2) 耐雪木造型の修繕に要する費用が1箇所当たり 20 万円以下の場合にあつては当該費用の全額とし、20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする事業主体者の代表者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に只見町ごみ収集庫施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費の内訳が確認できる書類(見積書等)の写し

(2) ごみ収集庫の位置図

(3) 設置場所の土地所有者等の同意書(新設又は移設の場合に限る。)

(4) 修繕をする既存のゴミ収集庫の修繕予定箇所の写真(修繕に係る補助金の場合に限る。)

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は前条第1項の書類の提出があつた場合は、内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、只見町ごみ収集庫施設整備事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該事業を完了したときは、只見町ごみ収集庫施設整備事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して14日、または補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い時期にまでに町長に提出しなければならない。

(1) 完成後の写真

(2) 事業に要する経費を証明する書類(請求書又は領収書)の写し

(3) 補助金交付請求書(様式第4号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の書類の提出があつたときは、これを審査し、現地確認の上適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(景観への配慮)

第9条 更新、新設の場合は、耐雪鉄骨円形型の設置を基本とし、外装色はうつくしい只見町の風景を守り育てる条例（平成11年12月24日条例第25号）に配慮した茶系を推奨し、国道沿線等には、耐雪木造型の設置を選択できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。